様式第18の２（第43条関係）

特　許 印　紙

（　　）

PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH

To : Commissioner of the Patent Office

１　Identification of the International Application

２　Applicant (Common Representative)

　　(Identification Number) :

　　Name :　　Signature＿＿＿＿＿

　　Address :

　　Country of nationality :

　　Country of residence :

３　Agent

　　(Identification Number) :

　　Name :　　Signature＿＿＿＿＿

　　Address :

４　Date of Invitation

５　Number of Additional Inventions

６　Designated Amount of the Additional Fee　　Yen

７　Amount of the Additional Fee　　Yen

８　List of Attached Documents

　(1) statement:1 copy

　(2) (　　)

〔備考〕

１　手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Payment Number」の欄を設け、納付番号を記載する。法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「Applicant (Common Representative)」の欄（代理人が手続を行う場合は「Agent」の欄）に「（Identification Number）」の欄を設けて識別番号を記載し、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Credit Card Payment」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（Identification Number）」の欄は設けるには及ばない。

２　「Designated Amount of the Additional Fee」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載する。

３　「Amount of the Additional Fee」の欄には、納付する手数料の額を記載する。

４　第83条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。

５　その他は、様式第１の備考１から５まで、９、13、14、20及び21、様式第１の２の備考１から５まで、７及び８、様式第２の３の備考１、様式第２の４の備考２及び３並びに様式第11の７の備考３と同様とする。